

茅ヶ崎都市計画都市再開発の方針

茅ヶ崎市素案

令和6年4月18日・20日説明会開催時点資料

令和 年 月

神 奈 川 県

## 1 基本方針

本区域において、計画的な再開発が必要な市街地について、再開発の目標、土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針を定め、適切な規制・誘導及び市街地の再開発の促進を図る。

## 2 計画的な再開発が必要な市街地

既成市街地のうち、土地の高度利用、根幹的都市施設の整備、大規模な土地利用転換、都市防災の向上、居住環境の改善等の課題を持つ市街地を、計画的に再開発が必要な市街地(一号市街地)として定める。

「一号市街地の目標及び方針は、別表のとおり」

## 3 その他必要な事項(要整備地区)

一号市街地のうち、特に早急な再開発を行うことが望ましい地区、あるいは都市構造の再編成、建築物の更新、都市環境の更新を図る上で、特に効果が大いいと予想される地区を要整備地区とし、再開発の促進を図る。

別表1 (一号市街地の目標及び方針)

地区名		1 茅ヶ崎駅周辺地区	2 寒川駅周辺地区
面積		約44ha	約18ha
再開発の目標 (都市構造の再編成、建築物の更新、都市環境の向上等に係る目標)		土地利用の純化を図り、住環境・生産環境を整備・改善する。	中心市街地にふさわしい都市基盤の充実と土地の高度利用を図る。
土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針	適切な用途及び密度の確保、その他の適切な土地利用の実現に関する事項	都市基盤の整備や土地の高度利用を促進し、商業・サービス機能等の多様な都市機能の充実を図る。	商業、業務施設、都市型住宅等により土地の高度利用を促進し、多様な都市機能の集積を図る。
	主要な都市施設の整備に関する事項	都市計画道路の整備を進めるとともに主要な区画道路等の整備を図る。	都市計画道路、駅前広場等の整備を図る。
	都市の環境、景観等の維持及び改善に関する事項	建物更新に併せて、敷地の共同化等により公共空地の創出を図り、人と人との交流が生まれるような居心地の良い空間の整備を目指す。 茅ヶ崎市景観計画に基づき、人が集い、にぎわいが生まれる空間づくりを進める。	良好な都市環境・都市景観の形成に努める。
	その他土地の高度利用及び都市機能の更新に関して特に必要な事項	—	—
要整備地区の名称、面積		・茅ヶ崎駅南地区(約12ha)	・寒川駅南口地区(約8ha)
二項再開発促進地区の名称、面積		—	—

# 茅ヶ崎都市計画 都市再開発の方針附図(茅ヶ崎市、寒川町)

